

# 堺市暴力団排除条例の施行に伴う 事業者からの「誓約書」の提出について

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成24年10月1日に堺市暴力団排除条例が施行されました。業務の受注に際し、本市と委託契約を締結する受注者及び再委託先等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。

本制度の趣旨を理解され、本市と委託契約を締結する受注者及び再委託先等は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。

記

## 1. 対象

契約金額500万円以上（税込）の受注者及び再委託先等から提出していただきます。再委託先等からの誓約書の徴収については、受注者がそれぞれの再委託契約関係において、契約金額（税込）が500万円以上の契約について提出を求めるものであり、再委託先等は受注者を通じて本市に提出しなければなりません。それぞれの再委託先等の責任において誓約書を提出するように、受注者として再委託先等を指導してください。

## 2. 様式

別紙（元請用、下請用）のとおりです。

## 3. 提出期限

- ・受注者は、契約締結時に市に提出してください。
- ・再委託先等については、当該再委託契約等を締結する際に、受注者が誓約書を徴収し、速やかに本市へ提出してください。

## 4. 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

- ・受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収します。
- ・本市の入札参加資格を有する受注者及び再委託先等は、一定期間入札参加除外を行い、公表します。また、再委託先等で市の入札参加資格を有していない場合は、一定期間公表します。

## 5. 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・誓約書を提出しない事業者とは契約を締結しません。
- ・本市の入札参加資格を有する受注者及び再委託先等が誓約書を提出しない場合は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく措置を行います。

## 6. 施行日

平成24年10月1日